

は、医療費の明細書

▼障害者控除の適用を受けられる方は、障害者手帳又は障害者控除対象者等認定書をお持ちのうえ、相談時に提示してください

注意

申告相談会場は大変混み合います。前もって、次のことに注意してください。

▼給与所得者や年金受給者が申告する場合には、支払元(者)が発行する源泉徴収票が必要
▼給与所得者や年金受給者が申告する場合には、支払元(者)が発行する源泉徴収票が必要
▼給与所得者や年金受給者が申告する場合には、支払元(者)が発行する源泉徴収票が必要
▼給与所得者や年金受給者が申告する場合には、支払元(者)が発行する源泉徴収票が必要

▼事業所得・不動産所得などの申告をされる方は、帳簿・領収書などを整理し、収支内訳書を作成のうえ、上尾税務署へ願います

▼医療費控除を受ける方は、平成26年中に支払った医療費の領収書及び健康保険や生命保険などで補てんされた金額が分かる書類を持参してください。なお、事前に個人や病院ごとに集計した明細書を作成のうえ、提出してください。
(明細書は、市民税課で配布又は市ホームページからダウンロードできます)

▼国民年金保険料については、社会保険料(国民年金保険料)

控除証明書又は平成26年中に支払った領収書をお持ちください。国民年金保険料の支払額は、市役所では証明できませんので、直接、日本年金機構(控除証明書専用ダイヤル ☎0570・058・555)へお問い合わせください

▼還付及び振替納税の口座の指定には申告者本人の口座が必要です。事前に金融機関名及び口座番号を確認しておいてください。また、振替納税の申込みには、金融機関への届出印が必要です(所得税を振替納税される方は、4月20日(月)が振替日です。振替納税以外の方は3月16日(月)が所得税の納期限です)
▼所得税の確定申告書を提出した方は、市・県民税申告書の提出は不要です

市の申告会場の案内

市では、所得税の還付申告及び確定申告の臨時受付会場を下表のとおり設置します。すべての会場で申告支援システムによるパソコンでの受付相談を行います。なお、市内の会場で上尾税務署と共催していたeTax申告は行いません。

申告会場の混雑を緩和するため、地区の割り振りを行います

ます。お住まいの地区を確認のうえ、指定日での受付にご協力をお願いします。なお、駐車場が混雑して入庫できないことがありますので、車以外での来場にご協力ください。

また、市内の会場では、給与・公的年金収入・配当(分離を除く)・雑・一時所得などの総合課税の簡易な還付申告と確定申告の受付を行います。

次の①②⑨の申告は、上尾税務署での申告となります。

- 市内の会場及び市民税課窓口では記帳相談は行いません。申告書をすべて作成済みの場合のみ、受付でお預かりして上尾税務署へ回送します。
- ①土地などの分離・総合譲渡所得(繰越損失を含む)に関する申告
- ②株式及び先物取引などの分離課税所得(繰越損失を含む)に関する申告
- ③青色申告
- ④過年度の申告
- ⑤住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受けられる方の申告
- ⑥亡くなられた方の準確定申告
- ⑦更正の請求・修正申告など
- ⑧贈与税・消費税の申告
- ⑨事業所得(営業等・農業)、不動産所得などの申告(繰越損失を含む)

市内での申告 受付時間=9時~15時30分

種類	とき	申告会場	地区	
還付申告	2月10日(火)	吹上生涯学習センター	地区割なし	
	2月12日(木)・13日(金)	クリアこうのす	//	
確定申告	2月16日(月)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神	
	2月17日(火)		富士見町、鴻巣、ひばり野、上・下生出塚、中央、生出塚、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町	
	2月18日(水)		箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明、稲荷町、赤見台	
	2月19日(木)		雑損控除の申告相談(地区割なし)	
			原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根	
	2月23日(月)		川里生涯学習センター	雑損控除の申告相談(地区割なし)
				広田、北根、赤城、赤城台
	2月24日(火)		関新田、新井、境、上会下、屈巢	
	2月25日(水)		吹上生涯学習センター	吹上、吹上富士見
	2月26日(木)			南、大芦、荊原、三町免
	2月27日(金)	榎戸、前砂、明用、小谷		
	3月2日(月)	埼玉高齢者介護研修センター	北新宿、新宿、下忍	
	3月3日(火)		筑波、吹上本町	
3月4日(水)	鎌塚、袋			

※本年は、吹上公民館の解体工事などにより、吹上公民館駐車場が閉鎖となりますので、吹上駅北側地域については、下忍にある埼玉高齢者介護研修センター(8ページの案内図をご覧ください)内に申告会場を設置します

平成
26年分

還付・確定申告のご案内

今年も確定申告の時期となりました。確定申告は、1年間に生じた所得に対する税金を精算する大切な手続きです。上尾税務署やクレアこうのすなどで次のとおり受付を行います。申告納税制度の趣旨から、自分で正しく申告書を作成し、申告期間内に申告しましょう。

とき

2月16日(月)～3月16日(月)

9時～17時 ※土・日・祝日を除く
※還付申告の方は1月5日(月)から申告書を提出可

申告会場
(送付先・
問い合わせ)

〒362-8504 上尾市大字西門前577
上尾税務署
(☎048-770-1800・自動音声案内)

〈上尾税務署からのお知らせ〉

【所得税の確定申告をされるすべての方へ】

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

【公的年金等を受給されている方へ】

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の確定申告が必要でない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります

確定申告書は自宅で作成できます！

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の確定申告書等作成コーナーは、画面の案内に従って金額等を入力するだけで、自動計算で確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して郵送等により税務署に提出することができます。また、電子証明書やICカードリーダーライターをお持ちなら、e-Taxを利用して、そのまま送信することもできます。確定申告期間中は、税務署は大変混雑しますので、ぜひご利用ください。

雪害により被害を受けられた方の申告

平成26年2月の雪害により、ご自身や扶養親族の方などが所有する住宅や家財などに損害を受けられた方で雑損控除の申告をされる方は、2月18・19日（水・木）に申告相談を行います。

必要書類等 ①被害を受けた資産、取得時期、取得価格の分かるもの（資産の取得価格が分からない場合は、その面積が分かるもの） ②被害を受けた資産の取り壊し・除去・修繕費用の分かるもの（領収書・見積書など） ④被害を受けたことにより受け取る保険金などの金額の分かるもの ⑤り災証明書（資産税課、自治防災課にて交付） ⑥その他申告に必要なものと同じ

確定申告が必要な方

【自営業者など】

- ▼ 事業を営んでいる方
- ▼ 農業による所得がある方
- ▼ 不動産所得がある方
- ▼ 土地や建物を売った方

以上の方のうち、昨年中の所得金額の合計額が、配偶者控除・扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額より多い方

【給与所得者（会社員など）】

- ▼ 給与収入が2,000万円を超える方
- ▼ 給与所得以外の所得合計額が20万円を超える方

▼ 2か所以上の会社から給与を受給している方

【その他】

- ▼ 年の途中に退職し、年末調整を行っていない方
- ▼ 医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けようとする方

申告に必要なもの

- ▼ 印鑑 ※シヤチハタは不可
- ▼ 給与所得又は年金所得のあった方は、源泉徴収票や支払者の証明書
- ▼ 各種領収書又は証明書（生命保険料・地震保険料・国民健康保険料・国民年金保険料・寄附金など）
- ▼ 医療費控除を受けられる方

